

【旭区】令和8年度臨時的任用職員募集案内 (生活支援課ケースワーカー業務)

臨時的任用職員とは、一般職常勤職員の出産休暇などにより欠員が生じ、代替職員が必要な場合に任用する臨時の職員で、一般職常勤職員と同様の業務に従事します。

1 職種

社会福祉職

2 職務内容

- (1) 生活保護地区担当ケースワーカー業務（生活保護の相談、決定、実施）
- (2) その他、所属長が必要と認める業務
(大規模災害発生時における災害対応業務を含みます。)

3 応募資格

次の要件をすべて満たしている方

- (1) パソコン基本操作（Word、Excelなどの入力、端末操作など）ができること
- (2) 社会福祉主事の任用資格を有する人または令和8年10月までに取得する見込みの人
社会福祉主事の任用資格を有するには、次のア～ウのいずれかに該当することを要します。

ア 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、3科目以上履修し、卒業すること

※ 指定科目については、ホームページで必ず確認してください。

科目名称が完全に一致していない場合でも、次のいずれかの場合には受験できます。

(ア) 科目名称が次の通知の読替えの範囲に合致する場合

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について（令和2年3月6日社援発0306 第28号厚生労働省社会・援護局長通知）

(イ) 履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合

(ウ) 社会福祉主事任用資格取得（見込み）を証明する書類を大学が発行する場合

イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること

ウ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

- (3) 地方公務員法第16条等に定める欠格条項に該当しないこと

4 募集人数

1名

5 勤務条件及び報酬（一般職常勤職員と原則として同様）

- (1) 任用期間
令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
※欠員事由の延長・消滅により変更になる場合があります。
- (2) 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩1時間）
- (3) 勤務日
週5日勤務（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

(4) 勤務場所

旭区福祉保健センター生活支援課
(旭区鶴ヶ峰一丁目 4-12)

(5) 給与

給与月額目安 大学卒：270,344 円

※給与月額には地域手当を含みます。卒業後に職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて加算される場合があります。その他状況に応じて期末・勤勉手当、通勤手当等が支給されます。

(6) 休暇

年次休暇、病気休暇、結婚休暇、介護休暇等

※年次休暇、病気休暇、介護休暇については、一般職常勤職員と扱いが異なります。任用されるまでに条例改正等が行われた場合は、その定めるところによります。

6 応募方法

次の書類を期限までに郵送（簡易書留）又は持参にてご提出ください。

(1) 書類提出期限

令和8年9月15日（火）必着（持参の場合は同日午後5時まで）

(2) 提出書類

ア 選考申込書

イ 履歴書

ウ 課題作文（300字以上400字以内）

エ 資格要件を満たすことを証する書類

様式はホームページからダウンロードしてください。

※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出先

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目 4-12

旭区役所生活支援課事務係 臨時的任用職員採用担当宛

7 選考方法・日程等

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：面接

令和8年9月25日（金）又は9月28日（月）（予定）

※詳細な日時及び場所は個別に通知します。

8 選考結果通知時期

(1) 一次選考：令和8年9月17日（木）（予定）

(2) 二次選考：令和8年9月30日（水）（予定）

※必要に応じ、メールや電話で連絡をすることがあります。

9 雇入時健康診断

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

10 問合せ先

横浜市旭区生活支援課 担当：廣部

TEL：045-954-6105